

# 「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言

～グローバル・イノベーション時代を勝ち抜く戦略的知財政策を目指して～

2013年2月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会

わが国は、産業競争力強化による経済再生が最優先の政策課題となっている。こうしたなか、知的財産戦略本部において、今後10年先を見据えた「知的財産政策ビジョン」を策定すべく議論が進められている。

同ビジョンにおいては、(1)「わが国企業の競争力強化・経済再生に資する知財政策」の視点を有すること、(2)日本経済再生本部・産業競争力会議、さらには総合科学技術会議等との連携を視野に入れること、(3)「知財権の強化に向けた国内基盤の整備」のみならず「グローバル・イノベーション時代を勝ち抜くための国内・海外の知財基盤の戦略的整備」を目指すことが重要である。以下、われわれの考えを記す。

## I. 基本認識

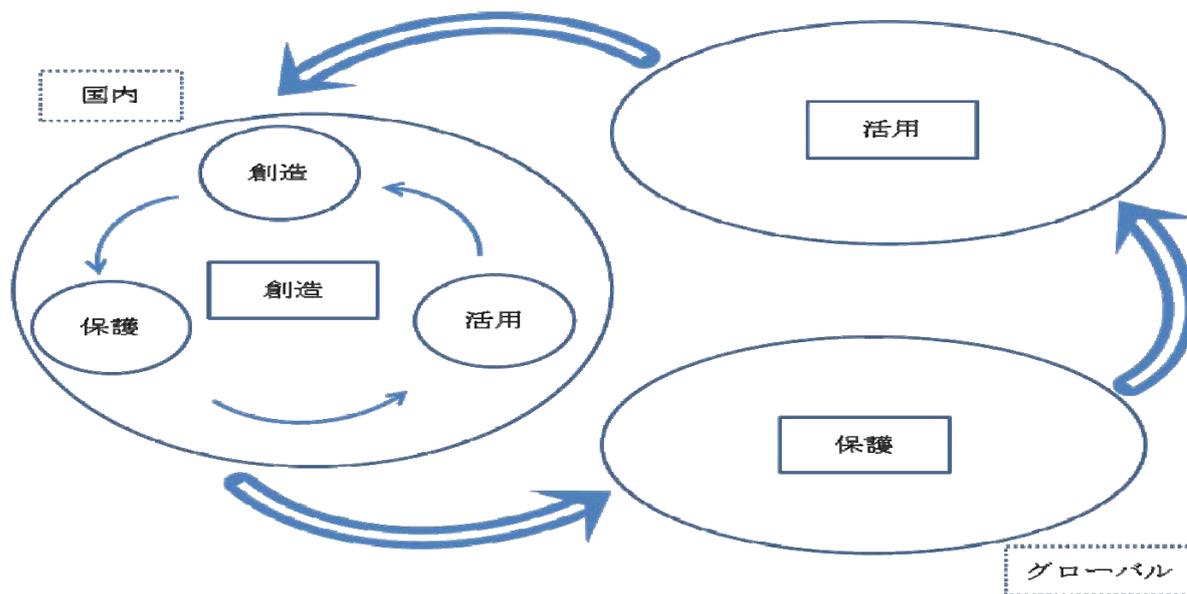
東アジア、インド、ブラジル等の新興国の高い経済成長や、デジタル化・ネットワーク化による情報化社会の一層の進展等、世界経済は大きな変化を遂げている。こうしたなか、わが国が競争力をもって成長を遂げるためには、イノベーションの創出が不可欠であり、他国の追随を許さない技術力のさらなる錬磨により生産性を高める「プロセス・イノベーション」に加え、従来の改善の延長線上にない創造性溢れる画期的な製品・サービスの開発、即ち「プロダクト・イノベーション」に努めなければならない。

従来、わが国企業は、技術力で勝負してきたが、技術力「のみ」では勝てなくなってきた。企業の競争力は、技術力に加え戦略的なビジネスモデルの構想力が決め手となっており、知財はその要素としての重要性がますます高まっている。

グローバル競争の熾烈化に伴い、企業の知財戦略は多様化している。技術開発を自前で行っていた時代においては、権利を強く守る「プロパテント政策」が政府に期待された。オープン・イノベーションの時代にあつては、他者が有する知財を活用するケースも増えていることから、企業戦略に応じた柔軟な制度設計が政府に期待されている。さらに、海外企業との訴訟リスクも高まるなか、海外事業展開に対する政府支援策の強化を求める意見も強い。

こうした認識のもと、次章以降、国内とグローバルの二つの「知的創造サイクル」に分け、産業界の意見を述べた後、推進体制の強化についても指摘する。今回の提言は、産業競争力強化や経済再生の視点を有し、日本経済再生本部・産業競争力会議、総合科学技術会議等との連携を視野に入れるべきとの考えに基づき、従来の「知財政策」の範疇よりも広い政策に言及する。

### 【「国内」「グローバル」の2つの知的創造サイクル（イメージ図）】



## Ⅱ. わが国における「知的創造サイクル」の強化に向けて

### 1. 「知の創造力」の強化

#### 【税制の拡充・科学技術政策の進化による官民の研究開発力の強化】

- 民間企業の研究開発意欲を促進し、知の創造を誘発することが必須。
- 政府も研究開発予算を十分確保した上、将来の成長に資する潜在力を有する分野・課題に重点投資することが必要。

#### (1) 民間企業の研究開発の促進

##### ①研究開発促進税制

民間企業による「知の創造力」を促す政策として、研究開発促進税制の拡充が必要である。2013年度税制改正により総額型の税額控除限度額が法人税額の20%から30%へと拡充<sup>1</sup>されることとなったが、控除限度超過額の繰越期間は1年と短く、3年へと延長すべきである。また、繰越控除を行うためには前事業年度に比べ損金に算入される試験研究費の額が増加しなければならないとする試験研究費の増加要件は過度に厳格なため、廃止が望まれる。これらの措置を講じた上で、増加型・高水準型も含め、研究開発促進税制全体を法人税法の本則において恒久化すべきである。

##### ②パテントボックス税制

オランダやフランスで既に導入され、英国でも本年4月から導入される「パテントボックス税制<sup>2</sup>」も、知財によって得た所得に低税率または所得控除を適用することによって「知の創造力」の発揮を促す<sup>3</sup>ものであり、わが国においても早期に導入すべきである。その際、特許以外の意匠・商標の実施料も対象とする等、さらなる魅力的な制度設計とすることも検討されたい。

<sup>1</sup> 2年間の暫定措置。

<sup>2</sup> 特許等の知的財産から得られる収益（ロイヤリティ収入、譲渡益、一部の売上収入）に対する軽減税率制度。イギリスでは本制度により特許権から生じる所得について標準税率の23%（2013年4月～）から10%へと軽減される、オランダでは、25%から5%へ、フランスでは、33.33%から15%へと軽減される。

<sup>3</sup> 同制度は、研究開発が成功を収めた後の段階において、その成果物である知財権等の無形資産を国内に保有し、商業化するインセンティブを付与するものであり、「知の活用力」の強化にも資するものである。

## (2) 政府研究開発の仕組み改革

政府においても、十分な研究開発予算を確保して「知の創造」に努めることが必要である。第4期科学技術基本計画にある「対GDP比1%、5年間の総額25兆円」を達成するとともに、基礎から実用化までを一体的に進める研究開発や、学際・業際の融合型研究開発に向け、省庁縦割りの弊害打破<sup>4</sup>が必要である。

そのためには、総合科学技術会議の司令塔機能を強化<sup>5</sup>した上、同会議のもとで予算を一本化したかたちの府省横断国家プロジェクトを推進すべきである。併せて、米国DARPA<sup>6</sup>に代表される Transformative Research<sup>7</sup>のような「大挑戦」に取り組む革新研究を支援する予算枠を別途設けることも必要である。

## (3) 政府資金の切れ目ない配分

政府の行う研究開発においても、基礎研究から応用研究、実用化・事業化までを一体的で戦略的に捉える必要がある。本来、基礎から実用化まで切れ目なく研究開発資金が配分されるべきであるが、実際の資金配分は、各省が有する研究開発資金配分機関<sup>8</sup>毎に行われており、非効率である。

政府には、資金配分機関間の連携強化を促進するとともに、重点戦略分野における予算措置において、一定規模の「各省横断枠」を総合科学技術会議の下に設け、府省が共同で企画・実施することを必須とする仕組みの創設や、研究開発資金配分機関の制度運用上の制約<sup>9</sup>の見直し等も行うべきである。

---

<sup>4</sup> 府省連携プロジェクトとされているものには、形式的・表面的と言わざるをえない事例も多い。そもそも各省毎に予算が計上されているため、研究現場において省庁の予算毎に資金管理を行う必要があり、柔軟な設備利用ができないほか、報告も各省毎に必要となっている。プロジェクトの目的も各省予算毎に設定されており、研究者間でも研究目的を共有できない。

<sup>5</sup> 経団連「科学技術イノベーション推進体制の抜本的強化を求める」（2013年1月22日）参照。

<sup>6</sup> Defense Advanced Research Projects Agency。

<sup>7</sup> 課題解決に向け、学術分野が変容するほどに斬新で独創的な研究と思われる研究を支援する制度。

<sup>8</sup> 公募により優れた研究開発課題を選定し、研究資金を配分する機関。提案された課題の中から、実施すべき課題を採択し、研究者・研究機関に対して研究費を割り当てる。文部科学省にはJST（科学技術振興機構）やJSPS（日本学術振興会）、経済産業省にはNEDO（新・エネルギー・産業技術総合開発機構）、その他省庁も独自の機関あり。

<sup>9</sup> 中期計画期間を越えた交付金の繰越しが認められない等。

#### (4) 産学官による国際的研究開発拠点の整備

政府においては、将来の産業化につながる可能性が高く、民間からも期待されるテーマを取り上げ、民間企業中心の産学官連携で研究が行える国際的な拠点を整備することが必要である。その際、国内外の優秀な人材を集めることが不可欠であり、拠点において産み出される成果の権利化や知財保護についての体制整備を前提としつつ、優秀であれば国籍を問わず中期的に雇用できる制度<sup>10</sup>の整備等を進めるべきである。

なお、経団連では、現在、産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、高エネルギー加速器研究機構、筑波大学の連携によるナノテク拠点「TIA-nano<sup>11</sup>」を支援しており、約 100 社の企業が同拠点に関係している。ナノテク分野は、世界的にも拠点形成が進んでいる<sup>12</sup>が、わが国の拠点は、4 機関のバーチャルな連合体であり法人格がないため、知財を一元的に管理することができない等、組織上の課題がある。今後、所管省庁の枠を超えた組織の一元化を図るべきである。

#### (5) リスクマネー増加策

わが国においては、「目利き力」をもって応分のリスクをとれる投資・金融機関が少なく、リスクマネーが圧倒的に不足している。わが国の競争力強化に向けては、若く新しい企業を多数育てることが不可欠である。

##### ①政府資金活用による民間のリスクテイク促進

政府が一定のリスクを担うことにより、民間のリスクテイクを促すことが可能となる面がある。政府あるいは政府系金融機関<sup>13</sup>等による支援を期待する。

##### ②大学の知の「見える化」

大学等で死蔵している知財を経済価値に転換することが必要である。大学等

---

<sup>10</sup> ドイツのマックスプランク研究所では、外国人研究者枠を設定。

<sup>11</sup> つくばイノベーションアリーナ・ナノテクノロジー拠点。

<sup>12</sup> ベルギーの IMEC、フランスの MINATEC、米国の Albany NanoTech Complex 等。

<sup>13</sup> 日本政策投資銀行では、本年 1 月に「競争力強化支援ファンド」（仮称）創設を発表。ファンド規模は最大 3 千億円で、投資を通じて新たな事業の創出や埋もれている高度な技術の活用を目指すとしている。

においては、自らの有する埋もれた知財の対外的な「見える化」に努めるべきである。政府によるベンチャーキャピタルとのマッチング支援も有効である。

## （6）人材育成の強化

「知の創造力」の源は人材であり、大学・大学院において創造的な人材を育成することが求められる。産業界は、グローバルにも通用する優秀な人材を求めており、わが国の大学・大学院に改革の加速を求める<sup>14</sup>とともに、従来以上に人材育成への協力を行っていく所存である。

なお、大学・大学院教育において、知財マネジメントへの理解も含めた知財に関する総合的能力が涵養されることも期待する。

## 2. 「知の保護力」強化

### 【知財制度の深化・拡充による企業戦略と合致した知財保護の実現】

- 企業の事業リスクを軽減するとともに、企業戦略に合致したかたちで知の保護を図ることが肝要。
- 特に海外企業との関係において、権利侵害のみでなく、営業秘密・技術情報の漏えいに対する方策を強化することが必須。

### （1）企業の事業リスクの軽減：職務発明の法人帰属化

企業にとって、自らが有する「知」の保護が強化され、事業リスクが軽減されることは重要である。わが国の職務発明制度は、2004年に法改正されたとはいえ、依然として企業にとって予見可能性の低い制度である。同制度は再改定し、発明の権利が原始的に法人に帰属するものとすべきである。発明奨励の従業者へのインセンティブは、企業戦略に委ねることが適切である。

### （2）企業戦略に応じた柔軟な権利化

企業の事業戦略の多様化に合わせ、特許制度の柔軟化が期待される。

<sup>14</sup> 経団連「科学技術イノベーション政策の推進体制の抜本的強化を求める」（2013年1月22日）参照。

## ①特許審査の多段階化

企業戦略によって権利化のタイミングを選べることは重要である。特許審査については、「遅い審査」を希望する意見も多い<sup>15</sup>。今後は、「早期審査」「標準審査」に「遅い審査」を加えるかたちで多段階化を図るべきである。

## ②権利取得の迅速化

特許については、審査着手までの期間 11 ヶ月化（「FA11<sup>16</sup>」）の達成が見込まれる一方で、権利化までの期間<sup>17</sup>は迅速化の余地がある。特許庁には、着手時期の早期化のみならず、権利化までの期間の短縮を求めたい。

## ③「まとめ審査」の実施

複数申請した特許を同一タイミングで「まとめ審査」することへの企業ニーズも強い。特許庁においては、2013 年 4 月から「事業戦略対応まとめ審査」の試行開始が予定されている。今後、試行結果を踏まえた本格実施に向けた体制整備が必要である。

### （3）営業秘密・技術情報の保護の強化

近年、企業が秘匿によって守っている営業秘密、技術情報、ノウハウといった「権利化されていない知財」の漏えいが大きな問題となっており、今後も深刻化が予想される。特に海外のライバル企業との間でこうした事態が発生することは、わが国企業の競争力を損なうばかりでなく、国富の損失である。政府においては、国家としての危機感をもって対策を講じるべきである。

## ①法改正による対応

不正競争防止法の改正により、営業秘密の定義がグローバルで見て遜色なくなったことは高く評価されるが、海外に営業秘密を持ち出した場合の刑事罰の加重も図るべきである。さらに、米国の経済スパイ法のような独立の営業秘密保護法制の整備も検討されたい。他方、訴訟手続に関しては、手当てすべき部

---

<sup>15</sup> 国際標準化に関連する分野、医薬品や基礎的研究等の製品化や実施に時間がかかる分野においてニーズが高い。

<sup>16</sup> First Action。

<sup>17</sup> 権利化までの期間は、日本 34.0 ヶ月、米国 33.8 ヶ月、欧州 40.5 ヶ月、韓国 22.8 ヶ月となっている。

分が多く残されている。例えば、国際的な営業秘密侵害訴訟における管轄権や準拠法の明確化、営業秘密の取得、使用に関する立証責任の軽減（あるいは転換）、適正管理要件の充足性に関する立証水準の明確化、証拠収集手続きの多様化等を行うことが必要である。なお、退職時の契約による競合他社への一定期間の就業抑制等については、企業側で着実に実行すべきである。

### ②営業秘密・技術情報の保護に関する官民フォーラムの創設

企業にとって営業秘密や技術情報の保護が重要であることは論をまたないが、人事管理上の問題もあり、知財部門や研究開発部門のみでは対応できない。政府においても、情報セキュリティや労働に関する政策が関係する。そこで、省庁横断的な官民フォーラムを創設し、営業秘密・技術情報の漏えいに関する情報交換や意識の共有を図るとともに、社会への啓蒙活動を行うべきである。

### ③営業秘密・技術情報の漏えい防止に向けた国際取り決めの提案

営業秘密・技術情報の漏えいは、わが国のみならず発生しうる問題であることから、その防止に向けた国際的な取り決めにつき、わが国から提案することも重要である。

## 3. 「知の活用力」の強化

### 【法改正・規制改革による企業の事業潜在力の発揮】

- 新たな成長が期待される分野に焦点をあて、重点的な法改正や規制改革を進めることが肝要。
- 濫用的と思われる権利行使には、一定の制約を課すことも検討が必要。

#### (1) 新規ビジネス創出に向けた著作権法改正

著作権法は、元来、文化の保護を目的とした法律であるが、今やIT、ソフトウェア、コンテンツ等のビジネスに直結した基本法となっている。しかしながら同法は、利活用促進という産業財産権法的な性格が希薄であり、技術革新や新しいビジネスモデルに適時対応することが容易でなく、対策が必要である。

## ①公共データの包括的利用許諾

政府等の公的機関の有する情報を有効に利活用することにより、行政業務の効率化等に加え、新たなビジネス展開や経済活性化が見込まれる。こうした公共データが、政府関係各機関に著作権が存在するが故に活用されない状況は解消されるべきであり、早急に権利関係・法律関係等<sup>18</sup>について整理するとともに、個々のデータの使用許諾を不要化すべきである。

## ②複線型著作権制度<sup>19</sup>の整備

デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態が大きく変容しており、現行著作権法の仕組みだけでは、著作物等に対する多様なニーズに応えきれなくなっている。経団連では、現行著作権法制を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた二つの制度（「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」）を新たに創設することによる複線型著作権制度の整備を提案しており、政府においても検討されたい。

### （２）濫用的権利行使の是正策の検討

エレクトロニクス製品や社会インフラシステム等においては、技術の高度化・複雑化に伴い、一つの製品に多くの知財が関わるようになってきている。これらの分野において一部の権利者が差止請求権を行使した場合、社会に大きな影響が及ぶこととなり、他の多くの企業にとっても大きなリスクである。特に、パテントトロール<sup>20</sup>のように実際に製造に関与していない企業による権利行使の事例については批判があり、対応の必要性が叫ばれている。例えば、技術標準のような一部の領域に関し、差止請求権を制限する制度等について、検討を深めるべきである。

---

<sup>18</sup>著作物性の有無の確認、権利集約方法の検討、個別法による制約の有無の検討。

<sup>19</sup>経団連「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」（2009年1月20日）参照。

<sup>20</sup>特許の怪物（Patent Troll）。自らが保有する特許権を侵害している疑いのある者（主にハイテク大企業）に対し、特許権を行使して巨額の賠償金やライセンス料を得ようとするが、自らは当該特許に基づく製品を製造販売したり、サービスを提供したりしていない者を指す英語の蔑称。明確な定義づけを行うことは困難。

### (3) 規制改革との連動

知的財産権法のみならず多様な分野における業法や規制が、知の創出をはじめ新規ビジネスの芽を削いでいるケースは多い。とりわけ医療や農業の分野における規制改革を重点として、大胆な規制改革を実現させることが必要である。

## Ⅲ. グローバルレベルの「知的創造サイクル」の強化に向けて

### 1. 「知のグローバルな保護力」の強化

#### 【通商・国際協力政策との連動による知財基盤の海外拡大と企業支援の強化】

- ▶ 国際的な知財制度の調和に向けた努力を継続するとともに、わが国にとって重要な国・地域の知財制度整備に重点的に取り組むことが必要。
- ▶ わが国企業の海外活動に対する政府の支援を強化することも不可欠。

#### (1) アジア等の新興国の知財関連法制整備

ASEAN やインド、ブラジルといった新興国がわが国にとって益々重要となるが、こうした国のなかには、知財の基盤が不十分、あるいは制度の実態さえ把握困難な国も多い。わが国政府には、これらの国々に対し、知財法制の整備や審査官育成等<sup>21</sup>を国際協力の枠組み等で強化することが求められる。特にアジアについては、わが国企業が自国と同じ安心感をもって活動できる環境整備が重要であり、アジア共通の知財システム構築をはじめ、わが国特許庁がアジアにおける中心的な役割を果たすための重点的な取り組みが必須である。

#### (2) 知財制度の国際的ハーモナイゼーション

グローバルに活動する企業にとって、特許制度の国際調和への期待は高い。従来、先進国と途上国との対立や先進国間の意見の相違等が存在していたが、米国における特許法改正を契機に、日米欧<sup>22</sup>での制度調和の議論や、中韓を含

<sup>21</sup>現在、審査協議のため、ブラジル・インドへの審査官を派遣しており、ベトナム・シンガポール・ミャンマーへの2012年度内の派遣も予定。新興国特許庁の幹部候補等の研修生の受け入れも実施中。今後のさらなる取り組み強化が必要である。

<sup>22</sup> 2008年～2010年の間、議論が凍結していた。

めた五大特許庁<sup>23</sup>の枠組みでの議論を、わが国主導で活発化させるべきである。

他方、制度調和以外にも、実質的な効果ある取り組みとして、特許審査ハイウェイ（PPH）<sup>24</sup>やグローバルドシエ<sup>25</sup>があり、今後の新興国等への拡大が期待される。

### （3）国際協定の活用

#### ①経済連携協定の拡大と「知財章」の充実

国際的な知財制度の調和、各国の制度の整備に向けては、WTO ドーハ・ラウンド等の多国間での議論の進展が望ましい。しかしながら、ドーハ・ラウンドの膠着等、多国間で各国の意見の隔たりが拡大するなか、二国間あるいは複数国間で関税等を取り決める自由貿易協定（FTA）あるいは経済連携協定（EPA）に「知財章」を設け、望ましい保護水準・制度を担保する動きが各国で活発となってきた。わが国においても、わが国にとって重要な国・地域との知財制度の調和、制度構築・改善に向けて、EPA 締結国の拡大を加速すべきである。とりわけ、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉において新たな国際ルールの構築が進むなか、一刻も早い交渉参加により、わが国の意見を反映していくことが不可欠である。併せて、締結済の協定についても、見直し時期あるいは必要に応じて、わが国にとってより望ましい内容に改定していくことが重要である。

#### ②ACTA 加盟国の拡大

わが国が模倣品・海賊版に対する国際協定として提案した ACTA<sup>26</sup>は、ハイレベルの知財保護がうたわれたものであり、2011年に署名式が行われた。わが国政府においては、中国等の加盟国拡大に向けた努力を継続すべきである。

---

<sup>23</sup> 2010年まで議論が行われていなかった。

<sup>24</sup> Patent Prosecution Highway。第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、第2庁（後続庁）において簡易な手続きで早期に審査を受けることができる枠組み。2012年12月時点で23カ国・地域との間で実施中。

<sup>25</sup> Global Dossier。各国特許庁の審査情報等を仮想的に統合し、一元的なサービスを提供する構想。わが国特許庁と米国特許商標庁が提案し、日米欧中韓の5特許庁で検討を進めている。

<sup>26</sup> 「偽造品の取引の防止に関する協定」（Anti-Counterfeiting Trade Agreement）。

### ③ハーグ協定ジュネーブアクト早期加盟

わが国企業にとっても、意匠デザインを付加価値や差別化の重要要素とする製品が増加しており、今後その傾向はますます強まるものと考えられる。こうしたなか、製品の意匠を海外の販売国や製造国等において幅広く簡易かつ安価に複数国で保護する効果のあるハーグ協定ジュネーブアクトは「知のグローバルな保護力」の強化にとって極めて重要であり、早期に加盟すべきである。政府においては加盟に向けた実務上の課題<sup>27</sup>の克服を急ぐ必要がある。

#### (4) 現地日系企業の知財面からの支援

##### ①海外における知財相談窓口機能の強化

諸外国では、自国の海外進出企業に対し、知財面でも手厚い支援策を講じている。今後は、韓国の「海外 IP<sup>28</sup>デスク」を参考に、海外における知財面での日系企業支援に力を入れるべきである。具体的には、JETRO 駐在の知財担当（特許庁職員等）<sup>29</sup>による、現地の知財法制の調査や権利化の相談、税関対応時の支援、模倣品・海賊版取締活動の支援等を強化すべきである。

##### ②海外知財訴訟の支援

新興国企業との知財をめぐる紛争は、民事が多い。わが国の特許庁には、海外における実用新案の有効性確認や相手国政府との対話等を通じた、わが国企業の海外知財訴訟の支援を期待する。

## 2. 「知のグローバルな活用力」の強化

### 【知のグローバル活用の方策拡大による企業の事業展開力の支援】

- 政府には、国際標準化の推進や認証機能の強化が必要。
- 知を活用して得た収益を回収し、次の「知の創造」につなげることも不可欠。

<sup>27</sup> 一通の願書に複数の意匠を包含できる規程（「複数意匠一出願制度」）の導入等。

<sup>28</sup> Intellectual Property（知的財産）。

<sup>29</sup> 東南・南西アジアの JETRO 事務所において、知財専任担当者が駐在しているのは、中国（北京・上海・広州）、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）のみ。

## （１）企業戦略を支える国際標準・基準認証の展開

### ①国際標準化支援

わが国企業の優れた技術に裏打ちされた標準を国際標準化することは、わが国企業の製品・サービスの競争力に直結する。政府には、国際標準に関する他国への働きかけの強化を期待する。また、わが国の将来の成長にとって重点戦略分野と考えられる分野については、ISO<sup>30</sup>や IEC<sup>31</sup>といった国際的な標準化団体における専門委員会で幹事国や議長ポストを獲得するとともに、各国の関係者との人脈・信頼醸成に向けた担当者の任期の長期化を図ることが重要である。なお、技術の高度化・複雑化に伴い、所管省庁をまたがる取り組みの必要性が高まっている。企業側でも、システム化する事業や国際標準化へ柔軟に対応するため、横断的・融合的な社内体制の見直しを進めているところであるが、政府においても、縦割り行政を越えた有機的連携を期待する。

### ②認証機能強化

ドイツ等では認証機関を強化し、海外に出先機関を作ってその国の製品の認証サービスを提供し、高い収益を得ている。わが国の認証機関においても、認証を「ビジネス」として捉え、重点戦略分野に関する取り組みを強化すべきである。併せて、産業界からは、わが国における認証が海外で認証される相互認証を進めることへの期待が高い。相互認証を可能とするためには、国内認証機関の機能強化が不可欠であり、政府による重点的な取り組みが求められる。

## （２）資金還流力の強化

2011年時点で、わが国の技術貿易収支<sup>32</sup>は2兆円の黒字となっているが、米国の実績に鑑みれば、増額余地は依然として大きい。ビジネス展開によって得た収益をわが国に還流することは、わが国における新たな知の創造にとって極めて重要な要素であり、わが国としてもその増額を目指すべきである。

---

<sup>30</sup> 国際標準化機構（International Organization for Standardization）。電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定するための組織。

<sup>31</sup> 国際電気標準会議（International Electrotechnical Committee）。電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体。

<sup>32</sup> 特許権・意匠権・著作権・技術上のノウハウ等における実施許諾等の取引。

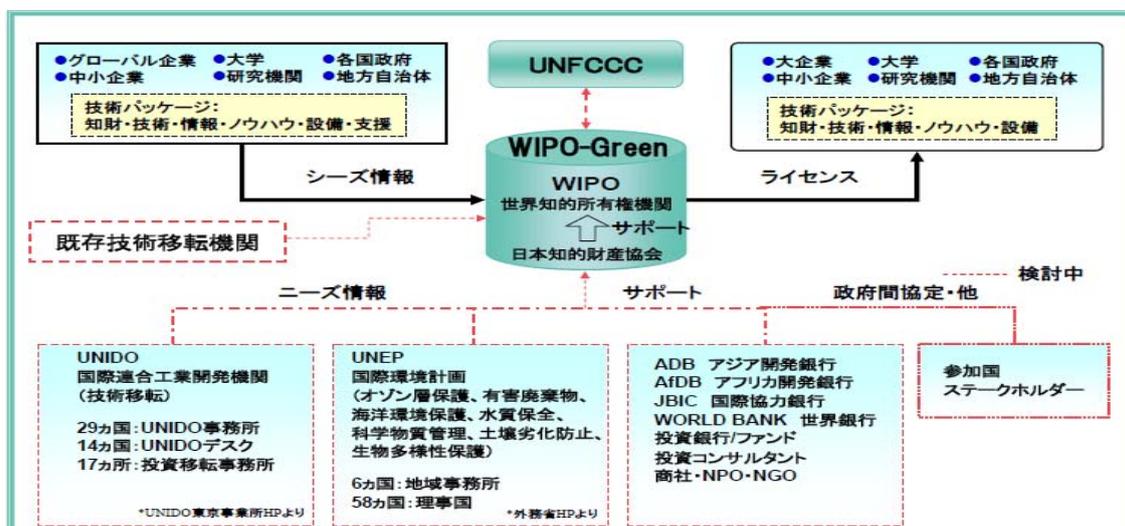
## ①ロイヤリティ送金規制の是正

わが国への資金還流を阻害する政策・制度を有する国には、政府ベースでは正を求めることが必要である。典型的な例として、ブラジル等の国々で採用されているロイヤリティ送金規制があげられる。同規制は、税収確保の観点から技術ライセンス契約の金額や規制に制限を設けるものであり、改善が望まれる。

## ②WIPO-GREEN の活動支援

わが国企業は優れた環境技術を多数擁しており、これらを有効活用することで収益を得る仕組みは重要である。わが国産業界が提案し、WIPO<sup>33</sup>と連携して構築した WIPO-GREEN<sup>34</sup>は、企業の環境技術をビジネスベースで移転することを旨とした枠組みであり、地球温暖化の解決に向け、優れた環境技術の途上国への移転が期待される。わが国政府には、この枠組みに ODA を適用し、途上国への技術移転の加速化を支援すべきである。

### 【WIPO-GREEN (イメージ図)】



〔出所〕 日本知的財産協会

<sup>33</sup> 国連・世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)。

<sup>34</sup> 環境技術を保有する側と環境技術を導入したい側をマッチングさせるサイト。技術情報のデータベースは WIPO が運営。基本的なコンセプトは日本知的財産協会が提案。

## IV. 体制整備

### 1. 知的財産戦略本部

わが国においては、知的財産関連法の種類毎に対応省庁が異なっている。特許法・実用新案法・意匠法・商標法は「四法官庁」たる特許庁であるが、著作権法は文化庁、不正競争防止法は経済産業省、種苗法は農林水産省である。その他、訴訟法等も含め、知財法制全般の整備を統一かつ戦略的に推進することは極めて難しい。知的財産戦略本部には、日本経済再生本部・産業競争力会議や、総合科学技術会議等とも連携を強め、わが国経済の再生を明確に意識した、戦略性の高い知財政策の構想を示し、関係省庁を牽引されたい。

### 2. 特許庁

グローバル化が進展するなか、特許関連業務についても、スピードとクオリティが求められるグローバルなサービス競争の時代となっている。諸外国特許庁ではこのようなサービス実現のための体制を着実に整備しているなか、わが国の特許庁においても、韓国をはじめとする諸外国特許庁が展開する各種サービスを学び、「グローバル・サービス競争に勝てる日本国特許庁」を目指すべきである。そのためには、わが国におけるサービスの充実はもとより、企業の国内外の事業展開に必要なグローバルな権利取得・権利活用支援に向け、人的・システム的な基盤の強化が必要である。特許庁にはそのための改革実行プランを、タイムスケジュールを明確にした上で実施されたい。これまで記したことも含め、具体的要望を下記する。

#### ①海外サービスの充実

- ・海外の知財制度整備支援としての現地特許庁の審査業務支援
- ・現地特許庁の先行技術調査・審査業務・鑑定業務の受注による収益化
- ・海外特許庁からの審査業務の受注によるわが国への知の集約化
- ・海外での知財相談窓口機能の強化（権利化・模倣品対策・現地の知財法に関する情報提供）
- ・わが国企業の海外知財訴訟支援（海外における実用新案の有効性確認や権利侵害の判定や鑑定の受注、相手国政府との対話等）

## ②国内サービスの充実

- ・「遅い審査」も含めた審査の多段階化
- ・審査の迅速化（権利化までの期間短縮）
- ・審査における外国文献への対応（審査用に整備した外国文献（収集国増加、和文抄録作成）の成果をインターネット等により提供）
- ・ユーザーにとって有用で信頼度の高い審査結果の発信
- ・事業展開のタイミングに合わせた分野横断的な一括のまとめ審査
- ・ユーザーとのコミュニケーション強化（対面審査、テレビ面接）
- ・英語での審査の早期実現
- ・海外知財法制に関する情報提供の仕組み整備
- ・わが国企業の研究開発戦略支援のための特許情報分析サービスの強化
- ・ユーザーが日本文献と外国文献を一括して効率よく検索できるインターネットサービス（IPDL<sup>35</sup>）の整備

## 3. 知的財産高等裁判所

わが国の知財政策の成果の一つである知的財産高等裁判所の設立からおよそ10年を迎えつつある。これまでの実績を踏まえて設立当初の理念が実現されているか検証するとともに、今後のあり方を検討する必要がある。

知財訴訟のグローバル化が進むなか、わが国の知的財産高等裁判所の国際的な存在感は必ずしも大きくない。今後は、国際的な情報発信、裁判官の国際交流を進め、とりわけアジアにおけるわが国司法のプレゼンスの向上を図られたい。

以 上

---

<sup>35</sup> 特許電子図書館（Industrial Property Digital Library）。特許庁が保有する産業財産権情報を閲覧できるサービス。特許・実用新案・意匠・商標の検索をはじめ、外国文献検索・審判検索・経過情報検索・文献審査情報等の各種の検索サービスの利用が可能なシステム。但し、外国文献増に対応できていない等の指摘がある。